

神戸市職員組合および神戸市従業員労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年2月3日（月） 18：34～18：41

2. 場 所：1号館13階行財政局会議室

3. 出席者：

（市）行財政局給与課長、給与課係長3名、他1名

（組合）市職書記長、市従書記長、書記次長、執行委員1名

4. 議 題：特殊勤務手当の改正等について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。さて、本日は、特殊勤務手当の改正等について、ご提案させていただきます。

それでは、お配りしております「特殊勤務手当の改正等について（案）」をご覧ください。「1. 緊急対応待機手当の創設」についてでございますが、（1）「概要」について、勤務時間外であっても、緊急対応のため連絡調整業務が頻繁に発生するものについて、対応の緊急性、勤務時間外の待機中に対応が発生する頻度、当該業務の困難性を考慮したうえで、状況の特殊性から、緊急対応待機手当を創設いたします。あわせて児童保護業務緊急対応待機手当を緊急対応待機手当に再編いたします。（2）「対象業務及び支給額」については、下表のとおりといたします。

次に「2. ケースワーク業務手当の改正」についてでございますが、福祉局相談支援課で実施する「ひきこもり支援」「こども若者ケアラー支援」「再犯防止支援」について、対人業務としての困難性を有していることから新たにケースワーク業務手当の対象といたします。支給額につきましては、既存手当の対象業務と同様に日額500円といたします。

次に「3. 夏季作業手当の創設」についてでございますが、（1）「概要」について、近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、公務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設いたします。（2）「対象業務」については、神戸地方気象台が観測地点名「神戸」において湿球黒球温度28℃以上を観測した日において、屋外等熱中症リスクのある環境で1時間以上業務に従事したものといたします。（3）「支給額」については、日額200円といたします。ただし、3時間以上対象業務に従事した場合は、日額500円といたします。

次に「4. 災害応急対応等派遣手当の改正」についてでございますが、「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正いたします。

最後に「5. 実施時期」についてでございますが、令和7年4月1日より実施することといたします。

私からは以上でございます。

（組合） 緊急対応待機手当の創設について、勤務時間外に緊急対応を行うところは他にもあると思いますが、提案にある所属・業務に限定されているのはなぜでしょうか。

（市） 公務の性質上、勤務時間外であっても緊急時の連絡調整が必要となることから、勤務時間外の緊急対応のため職員に待機を命じているものも一定数存在しております。そのよう

な中で、実際に緊急対応が生じた場合には時間外勤務として取り扱うものとしております。

今回、勤務時間外における緊急対応のための待機につきまして、勤務時間外における緊急対応がいつ発生するか分からない状況で、緊急性・困難性を伴う対応が待機中に頻繁に発生するものについては、職員の心理的負荷を伴うものであり、その状況の不健康・困難という特殊性を評価できるものと考え、特殊勤務手当を支給することといたしました。

ご提案の所属・業務につきましては、勤務時間外の緊急対応のため職員に待機を命じているものについて全庁的な調査を行い、回答があったものについて、緊急対応の緊急性及び困難性・勤務時間外の待機中に当該緊急対応が発生する頻度を総合的に勘案し、状況の特殊性を評価できると判断したものでございます。

(組合) 夏季作業手当の創設について、実際の運用では、具体的にどこまでの業務が対象なのかなどの混乱が生じると思います。対象の業務でも、本人や所属の勘違いなどで申請しないことや、反対に対象でない場合に申請してしまうということも十分に考えられます。わかりやすいQAの作成と、所属長が思い込みで認定・不認定としないような対策をとっていただきたい。また、職場によっては、時間外勤務時も熱中症リスクはあります。執務室の空調稼働時間の延長など柔軟に対応できるようにしていただきたい。

(組合) 夏季作業手当について、国や他の政令指定都市でも導入されているのか。

(市) 国や他の政令指定都市においては、同様の手当はないものと認識しております。

(組合) 最後に、夏季作業手当については、近年の酷暑化での現場実態を考慮した対応であり、我々の要求が一步前進したと考える。また、夏季作業手当の運用について多くの職種がある中、どの職種・職場、また、どのような業務内容が支給対象になるかなど、丁寧な対応をお願いする。

提案内容については、持ち帰り協議します。